

(案)

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」

に基づく令和6年度取組状況報告書



札幌市子どもの権利総合推進本部

## ○第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画の基本理念

「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」

### I 取組の概要

子どもの権利の普及・啓発の取組	1
子どもの権利に関する推進計画の成果指標等の状況	1
子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）	2
子どもの権利に関する教育委員会の取組	3

### II 取組の状況（推進計画の基本施策ごとの主な取組状況）

#### 基本施策1 子どもの権利を大切にす意識の向上

(1) 子どもの権利の普及・啓発や理解促進の実施	5
(2) さっぽろ子どもの権利の日事業	6
(3) 学校教育における理解促進に向けた取組	7

#### 基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進

(1) 市政やまちづくりへの子どもの参加の促進	11
(2) 学校や施設、地域における子どもの参加の促進	15
(3) 多様な体験機会の場の充実	16
(4) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査	17

#### 基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり

(1) 子どもの安心と学びのための環境づくり	18
(2) 子どもが安心して暮らせる地域づくり	20
(3) 困難を抱える子どもへの気づき・相談支援	22

#### 基本施策4 子どもの権利侵害からの救済

(1) 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況	23
(2) 児童虐待への対応	25
(3) 権利侵害を起こさない環境づくり	26

### III 子どもの権利に関する施策の推進体制

1 子どもの権利委員会の運営	30
2 第3次子どもの権利に関する推進計画	30

# I 取組の概要

## 子どもの権利の普及・啓発の取組

### ■主な子どもの意見表明・参加の促進の取組

- ・「子ども議会」に子ども議員27人・ユースファシリテーター12人が参加し、「子どもにやさしいまち」について考えた成果を発表
- ・子どもの総合計画である第5次さっぽろ子ども未来プラン策定にあたり、公募で選ばれた中高生からなる「さっぽろティーンズ委員会」が、「子どもにやさしいまち」について提言
- ・「市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキ」に計260通の回答
- ・その他、各局区において子どもを対象としたパブリックコメント(キッズコメント)やアンケート、ワークショップを実施

### ■主な理解促進・意識向上の取組

- ・学校の授業に活用できる子どもの権利パンフレットを教育委員会と連携して配布
- ・市内の認可保育所・幼稚園等の3歳児クラスの保護者を対象に乳幼児保護者向けリーフレット配布
- ・子どもから作品を募集した「子どもの権利 せんりゅう・ポスター展」を計3回開催

## 子どもの権利に関する推進計画の成果指標等の状況

推進計画の成果指標の状況は、次期計画策定の前年(5年毎)に実施する「子どもに関する実態・意識調査」により把握し、取組の検証や計画策定の基礎資料として活用している。なお、令和6～9年の中間年については、「子ども・子育てに関する市民アンケート調査」を用い、状況を把握する。

### 【成果指標】

指標	対象	平成30年度 <sup>※1</sup> 《当初値》	令和5年度 <sup>※1</sup>	令和6年度 <sup>※2</sup>	目標値 《令和6年度》
子どもの権利についての認知度	子ども	61.4%	65.2%	70.6%	75.0%
	大人	61.0% (64.6%)	54.4% (62.0%)	62.2%	75.0%
子どもの権利が大切にされていると思う人の割合	子ども	63.8%	63.8%	63.6%	70.0%
	大人	49.2% (48.3%)	37.6% (42.7%)	50.5%	65.0%
自分のことが好きだと思う子どもの割合	子ども	67.4%	62.4%	64.8%	80.0%

※1 子どもに関する実態・意識調査(市内在住の子どもと19歳以上各5,000人対象)子ども未来局実施。なお、大人における( )の数値は0～5歳(乳幼児)の同居の子どもがいる人の回答割合

※2 子ども・子育てに関する市民アンケート調査(子ども2,000人、0～5歳の子育て世帯3,000世帯)子ども未来局実施

### 【まとめ】

現推進計画の成果指標について、令和6年度は昨年度と比較して、「子どもの権利の認知度」は子どもで上昇、大人のうち乳幼児のいる大人は横ばいである。また、「子どもの権利が大切にされていると思う人の割合」は、子どもは横ばい、乳幼児のいる大人は上昇しており、理解促進の取組に一定の成果があったと考えている。しかし、成果指標の目標値は達成できなかったことから、引き続き社会全体で子どもの権利を大切にすることを醸成していく取組を行う必要がある。

令和7年度以降は、主体となる子ども自身が、子どもの権利が大切にされていると思えるような取組を進めると同時に、多様な悩みを気軽に相談できる環境づくりや子どもの主体的な参加の機会、意見反映の取組を促進していく。そして、子どもはもとより子どもと関わりの少ない大人も含めた理解促進につなげ、社会全体でより一層子どもの権利が大切にされる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めていく。

## 子どもの権利救済機関(子どもアシストセンター)

いじめなどの権利侵害に悩み苦しんでいる子どもに関わる相談から実際の救済までを行う。行政から独立した第三者的立場で子どもを支援し、必要に応じて関係機関に働きかけを行っている。

### ■相談件数

( )は前年度比

年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実件数	882 (12.1%減)	948 (7.5%増)	1,136 (19.8%増)	1,144 (0.7%増)	1,085 (5.1%減)
延べ件数	3,230 (5.5%増)	2,886 (10.7%減)	2,705 (6.3%減)	3,238 (19.7%増)	3,234 (0.1%減)

- ・ 令和6年度の相談件数は、実件数 1,085 件、延べ件数 3,234 件

### ■「調整活動」の件数(調整先別)

調整先	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
学校	11	17	10	11	11
その他 (うち虐待通告)	9 (3)	33 (4)	17 (1)	20 (0)	26 (2)
合計	19*	32*	22*	24*	28*

※ 複数の調整先を持つ案件があるため、調整先別の調整活動件数の合計と調整案件数(28件)は一致しない。

- ・ 令和6年度における学校以外の調整先  
市児童相談所(各区家庭児童相談室含む)(14件)、他相談支援機関(5件)、医療機関(4件)、市教育委員会(1件)、警察署(1件)、放課後デイサービス(1件)

### ■救済の申立て

- ・ 令和6年度の申立て受理件数は2件。1件は学校への調査を実施し、もう1件は本制度による調査対象外と判断し、調査実施せず。

### ■関係機関との連携

- ・ 相談機関相互のスムーズな連携が図れるよう「子どものための相談窓口連絡会議」を開催。
- ・ 学校や地域の関係団体などに対して、活動状況の報告を実施。
- ・ 子どもの権利の普及、地方における子ども施策の在り方を協議することを目的に「全国自治体シンポジウム」へ参加。
- ・ 教育委員会開催の「令和6年度『人間尊重の教育』フォーラム」において、子どもの権利救済委員が「『多様性に向き合う学校教育』の実現に向けて」というテーマで講演。

## 子どもの権利に関する教育委員会の取組

教育委員会では、教職員向けの研修や札幌市「人間尊重の教育」推進事業の実施と併せて、学校教育全体の中で、子どもが自他の権利の尊重について学び、子ども同士が支え合う活動に取り組み、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実を図るとともに、いじめ・不登校への対応などを通して、子どもの安心と学びのための環境づくりを進めた。

### ■教職員向け研修

校長や教員が権利条例について、より一層理解することができるように、新任管理職研修や初任段階における研修「1年次研修」などで子どもの権利に関する講義を行った。

また、正しい子ども理解と適切な支援につなげるため、令和6年度から教育センター専門研修において、いじめや不登校、虐待対応等について、対象者を区分した研修講座を拡充した。

研修名	研修内容	参加者
新任管理職研修	講義「子どもの権利」 講義「子どもアシストセンター」	園長・校長54名
初任段階における研修「1年次研修」 新規採用養護教諭研修	講義「教育公務員としての心構え」 講義「子どもの権利」 講義「子どもの貧困対策」 講義「子どもの権利を大切にしたい教育の実際」	対象教員315名
初任段階における研修「2年次研修」	講話「児童生徒への性暴力を防ぐ」	対象教員 272 名
教職経験研究協議会Ⅰ (5年次研修)	講話「不祥事発生に伴う影響と法的責任について」	対象教員 219 名
中堅教諭等資質向上研修	講義「児童生徒の性暴力被害の予防と支援」	対象教員 276 名
教職経験研究協議会Ⅱ (15年次研修)	講話「不祥事発生に伴う影響と法的責任について」	対象教員 216 名
教育センター 研修講座	講義「いじめの対応と学校体制の在り方」	教員368名
	講義「不登校への対応」	教員230名
	講義「自殺予防の取組」	教員248名
	講義・演習「いじめの未然防止を図る～ピア・サポート【教諭編・管理職編】～」	教員128名 管理職 13 名
	講義・演習「不登校と教育相談～子どもの育ちを支える対応【教諭編・管理職編】～」	教員136名 管理職 30 名
	講義・演習「福祉教育～ヤングケアラー～」	教員33名
	虐待対応【幼児期・学校編】	教員 74 名(幼児期) 教員 94 名(学校編)
	講義・演習「問題への対応～法的視野での組織的対応～」	教員48名

<p>札幌市 教育課程研究協議会</p>	<p>子ども一人一人の主体性を大切にした多様な学びの実現を目指し、学校教育全般を通して「学ぶ力」を育む教育課程の編成について協議</p>	<p>園長、校長、教員767名</p>
<p>いじめ重大事態の調査報告書の提言を受けた性に関わる研修</p>	<p>生命(いのち)の安全教育、性暴力被害の理解と適切な支援について</p>	<p>子どもに直接関わる教職員</p>

## II 取組の状況

(第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画の基本施策ごとの主な取組状況)

### 基本施策1 子どもの権利を大切にす意識の向上

#### (1) 子どもの権利の普及・啓発や理解促進の実施

##### ① パンフレット等

権利条例の内容や子どもの権利に関わる具体的な事例を紹介するパンフレットや、救済機関を紹介するチラシ等を作成し、子ども、各学校や関係施設、地域関係者等へ配布。

区分	種類	主な配布先
子どもの権利	条例パンフレット (小学4年・中学1年生)	小学4年・中学1年生全員
	Kenri Book(冊子)	一般、地域関係者など
	子どもの権利 PR チラシ (一般・高校生)	高等学校、小学1年生全員の保護者など
	乳幼児保護者向けリーフレット	保育所、幼稚園等の3歳児クラスの保護者、子育てサロン、両親教室等の参加者
	母子健康手帳	妊娠届提出時に配布
	子育てガイド	乳児家庭全戸訪問時に配布
	絵本・大型絵本(マール)	児童会館、図書館などで貸出、希望した保育所・幼稚園等
子どもアシストセンター	子ども用カード(春と秋)	小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の児童生徒全員
	子ども向け PR ステッカー (掲示用)	小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校、児童会館、フリースクール、障がい児施設等
	大人用カード	ドラッグストアの市内店舗、コンビニエンスストアの市内店舗、各区役所、各区保健センター、児童相談所、まちづくりセンター、市立保育所、区社会福祉協議会
	大人用チラシ	一般、地域関係者など
	大人向け PR ステッカー (掲示用)	保育所・幼稚園・認定こども園、区役所、地下鉄駅、公共施設等

##### ② 広報紙(ニュースレター)

子どもの権利に関する広報紙、子どもの権利救済機関の広報紙を発行し、学校、施設や地域関係者に配布。

名称	主な内容等
子どもの権利ニュース (一般向け)	市政における子ども参加の具体的事例(年2回発行)
子ども通信 (子ども向け)	市政における子ども参加の具体的事例(年2回発行)
あしすと通信 (主に保護者向け)	子どもアシストセンターの活動状況や相談事例など(年2回発行)

### ③ 出前講座等

学校関係者やPTA・保護者、地域団体等を対象に、子どもの権利や子どもの権利救済機関に関する説明・講座等を実施。令和6年度はペープサート人形劇によるあしすと子ども出前講座を市内17か所の児童会館で開催したほか、地域関係者や施設職員、子どもに向けた子どもの権利に関する出前講座も実施した。そのほか、様々な機会を捉えて実施した。



▲ペープサート人形劇の様子

《実績》

年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施数	22	27	54	51	57

※ 出前講座等対象の内訳:子ども(20)、学校関係者(14)、地域団体等(5)、その他(18)

### ④ ユニセフ 札幌ラブ・ウォーク

令和6年7月7日(日)に開催された、北海道ユニセフ協会が主催するウォーキングイベントのゴール地点に、子どもの権利について札幌市の取組を紹介するブースを出展。子どもの権利に関する展示とともに、参加者からそれぞれが考える「子どもにやさしいまち」の意見を募集した。

参加者 約250人(意見提出:30人)

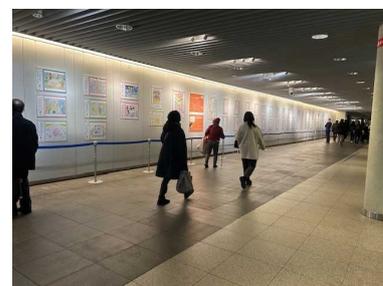


## (2) さっぽろ子どもの権利の日事業

権利条例第5条に規定する「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」の前後に、子どもの権利について、市民の関心を高めるための事業を実施。

### ① 子どもの権利 せんりゅう・ポスター展

より多くの子どもが子どもの権利について考えてもらえるよう、子どもの権利をテーマにせんりゅうとポスター作品を募集。せんりゅう、ポスターあわせて550作品の応募があり、その中から入選した奨励賞以上の作品は、ホームページに掲載したほか、展示会を開催した。



▲せんりゅう・ポスター展の様子

また、優秀賞以上の作品は、啓発カレンダーや子どもの権利広報紙に掲載し、市内の学校や関係機関に配布した。

《展示会 開催概要》

期間	場所
11月19日(火)～11月25日(月)	アリオ札幌1階えぞゆりエレベーター横
11月28日(木)～12月1日(日)	札幌駅前通地下広場憩いの空間
令和7年1月26日(日)	札幌駅前通地下広場北3条西交差点広場



失くさない  
それぞれの「好き」夢のたね

▲令和6年度最優秀作品

### ② 札幌市青少年育成大会

令和6年11月16日(土)かでの2・7にて開催された青少年育成大会の会場に子どもの権利せんりゅうポスターの入選作品を展示し、積極的な普及啓発を進めた。

#### (4) 学校教育における理解促進に向けた取組

##### ① 教員研修の実施(教育センター等における研修)

教育委員会では、市立幼稚園・学校の新任管理職及び初任者を対象とした研修や一般教諭向けの研修講座を実施するとともに、全ての幼稚園・学校を対象とした「札幌市教育課程研究協議会」において説明を行った。

##### 《新任管理職研修》

実施日時/対象	令和6年4月17日(水)9時50分から10時20分 新任管理職研修受講者(園長・校長54名)
内 容	講義「子どもの権利」他 講師:子)子どもの権利推進課長
	新たに昇任した校長等に対し、子どもの権利を踏まえた学校経営を進めるため、条例の理念を生かした教育のより一層の充実や子どもアシストセンターの取組等について講義を行った。

##### 《初任段階における研修「1年次研修」・新規採用養護教諭研修》

実施日時/対象	動画視聴による研修にて実施 配信期間:令和6年4月14日(金)～令和7年3月31日(月) 初任段階における研修「1年次研修」・新規採用養護教諭研修受講者(幼・小・中・義務教育学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校教諭315名 視聴)
内 容	講義「子どもの権利」、「子どもの権利を大切にしたい教育の実際」、 「子どもの貧困対策」、「教育公務員としての心構え」 講師:子)子どもの権利推進担当係長、教)教育課程担当課指導主事 子)子どものくらし支援担当係長
	初任者に対して、子どもの権利の基本的な考え方や実践例を紹介した。

##### 《2年次研修》

実施日時/対象	令和6年4月25日(木)14時15分から14時45分 2年次研修受講者(272名)
内 容	講話「服務について」児童生徒への性暴力を防ぐ 講師:有識者
	教職経験2年目の教諭に対して、性暴力の発生を防ぐための指導の留意点や打ち明けられた時の対応の仕方について講義を行った。

##### 《教職経験者研究協議会 I (5年次研修)》

実施日時/対象	令和6年5月10日(金)9時40分から10時10分 5年次研修受講者(219名)
内 容	講話 不祥事発生に伴う影響と法的責任について 講師:弁護士
	教職経験5年目の教諭に対して、性暴力の事例と刑罰の例、周囲に与える影響について講義を行った。

《中堅教諭等資質向上研修》

実施日時/対象	令和6年5月9日(木)9時 50 分から 10 時 15 分 中堅教諭等資質向上研修受講者(276 名)
内 容	講義「児童生徒の性暴力被害の予防と支援」 講師:臨床心理士
	中堅教諭に対して、性暴力に係る現状、性暴力を受けた児童生徒の支援について講義を行った。

《教職経験者研究協議会Ⅱ(15 年次研修)》

実施日時/対象	令和6年5月8日(水)14 時 15 分から 14 時 45 分 15 年次研修受講者(216 名)
内 容	講話 不祥事発生に伴う影響と法的責任について 講師:弁護士
	教職経験15年目の教諭に対して、性暴力の事例と刑罰の例、周囲に与える影響について講義を行った。

《教育センター研修講座》

実施日時/対象	令和6年7月19日(金)～ …教員368名視聴
内 容	講座「いじめの対応と学校体制の在り方」【動画配信】 講師:教)児童生徒担当課指導主事
	いじめ等のない信頼される学校づくりに向けた取組や、いじめに対する組織的対応の在り方についての講義を配信した。
実施日時/対象	令和6年7月19日(金)～ …教員230名視聴
内 容	講座「不登校への対応」【動画配信】 講師:教)教育相談担当課指導主事
	本市における不登校施策、各施設の効果的な活用の仕方及び不登校についての基本的な考え方や現状についての講義を配信した。
実施日時/対象	令和6年7月19日(金)～ …教員261名視聴
内 容	講座「自殺予防の取組」【動画配信】 講師:大学准教授
	青少年の抱える問題や自殺の実態について、また自殺の危険段階に応じた適切な対応についての講義を配信した。
実施日時/対象	令和6年8月19日(月) …教員128名・管理職13名参加
内 容	講座「いじめの未然防止を図る～ピア・サポート【教諭編・管理職編】～」 講師:有識者
	いじめや不登校の未然防止に関するピア・サポートについての講義と演習を実施した。
実施日時/対象	令和6年8月21日(水) …教員136名・管理職 30 名参加
内 容	講座「不登校と教育相談～子どもの育ちを支える対応～【教諭編・管理職編】」 講師:大学教授

	不登校の要因や背景、教育相談の基本的な考え方を学ぶとともに、保護者への対応等について講義と演習を実施した。
実施日時/対象	令和6年8月20日(火) …教員33名参加
内 容	講座「福祉教育～ヤングケアラー」 講師：有識者 ヤングケアラーについて、正しい知識や支援の方法、近年の動向についての講義と演習を実施した。
実施日時/対象	令和6年8月22日(木)…教員74名(幼児期)、教員94名(学校編)参加
内 容	講座「虐待対応」【幼児期・学校編】 講師：札幌市児童相談所係長 児童相談所の役割や乳幼児をもつ保護者の育児不安や家庭や学校教育における虐待防止の在り方について講義と演習を実施した。
実施日時/対象	令和6年8月8日(木) …教員48名参加
内 容	講座「問題への対応～法的視野での組織的対応～」 講師：弁護士 学校で発生する事例に対する法的視野での対応の在り方についての講義と演習を実施した。

《札幌市教育課程研究協議会》

実施日時/対象	令和6年12月2日(月)、5日(木)、6日(金)…市内幼稚園園長、市内学校校長、教頭、教員767名参加
内 容	子ども一人一人の主体性を大切にしながら多様な学びの実現を通して、全ての子どもの可能性を引き出す教育課程の編成について協議した。

《いじめ重大事態の調査報告書の提言を受けた性に関わる研修》

実施日時/対象	令和7年1月末…来年度の教育課程を編成する担当者 令和7年3月末…その他教職員
内 容	講義「性暴力被害の理解と対応」 講師：教)児童生徒担当課指導主事 性暴力被害に対する提言を受け、生命(いのち)の安全教育、性暴力被害の理解と対応についての講義を配信した。

## ② 「人間尊重の教育」教育推進事業による研究の実施

各学校で、権利条例の趣旨を踏まえた教育実践が行われるように、「人間尊重の教育」推進事業を実施した。その取組の一環として「人間尊重の教育」フォーラムを開催し、今日的な人権課題を窓口に、多様性を認め合う学校教育の在り方をテーマにした協議を行った。

≪「人間尊重の教育」フォーラム≫

実施日時/対象	令和6年12月26日(木)…市内幼稚園園長、市内学校校長、教頭、教員 340名参加
内 容	子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりに 向けて「さっぼろっ子自治的な活動の推進」、「多様性に向き合う学校教 育の推進」の二つのテーマについて基づいて協議した。 フォーラムの中では、中学校の代表生徒が自治的な活動について、各校 の取組等を発表した。

## 基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進

### (1) 市政やまちづくりへの子どもの参加の促進

#### ① さっぽろティーンズ委員会

##### ア 概要

令和7年度からの新しい計画の策定に当たり、子どもからの意見として、公募で選ばれた中高生が「子どもにやさしいまち」について考え、話し合った結果をまとめた。話し合いに当たっては、「子どもからの提案・意見募集ハガキ」等で提案された「子どもにやさしいまち」の意見も取り入れ、検討を進めた。

考えた内容は、令和6年10月13日(日)に東京都で開催された、こどもシンポジウム「TEENS SQUARE(ティーンズスクエア)」で発表し、東京都、千葉県千葉市、宮城県富谷市の子どもたちとの意見交換を踏まえ、最終的な子どもが考える「子どもにやさしいまち」の提言をまとめた。

##### イ 参加者(公募)

市内の中学生から高校生:6人

##### ウ 活動内容

##### ○私が考える「子どもにやさしいまち」の検討(全5回)

「子どもにやさしいまち」がどんなまちか考え、話し合った結果をまとめ、こどもシンポジウム「TEENS SQUARE」での発表資料を作成した。このほか、シンポジウムで放映する札幌市の紹介動画も作成した。



##### ○こどもシンポジウム「TEENS SQUARE」の参加

令和6年10月12日(土)～13日(日)東京都で開催されたこどもシンポジウム「TEENS SQUARE」に、札幌代表として参加。ユニセフハウスを見学したほか、シンポジウムでは「子どもにやさしいまち」を発表し、東京都、千葉県千葉市、宮城県富谷市の子どもたちと意見交換を行った。



##### ○子どもが考える「子どもにやさしいまち」まとめ(10月26日(土))

こどもシンポジウム「TEENS SQUARE」の意見交換を踏まえ、改めて子どもが考える「子どもにやさしいまち」をまとめた。

## エ 意見概要（子どもが考える子どもにやさしいまち）

<b>安心・安全なまち</b>
子どもにやさしいまちには、「安心・安全なまち」であることが柱となり、一番大切。
<b>子どもが権利を自覚し、守られるまち</b>
子どもが「自由に意見を発信できる」「その意見を大人が受け止めてくれる」環境をつくるのが大切。そのためには子ども自身が意見を発信する権利があると自覚し、周りもその権利を認めることが必要になる。まずは、「大人が聞いてくれる」と感じられる環境を目指すことで、子どもが自信をもって自分の意見を発信することに繋がる。
<b>こころとからだを守られるまち</b>
子どものこころやからだを守るために重要なことは、大人や地域が配慮をすること。通学路の見守りなど子どもの安全のサポートや、子どもが「自分のありのままの姿を受け入れてもらえる」と感じられるよう、子どもが話しやすい環境づくりが大事。子どものコミュニケーション力を上げるためにも、大人と子どもが交流できる機会を増やすといい。
<b>子どもが安心して過ごすことができるまち</b>
子どもは居場所が各々にあることで安心することができる。居場所の重要性を理解し、子どもが実際に行ってみることができるよう、行きやすい環境づくりも大切。 全ての子どもが安心して居場所を見つけ、心から楽しいと感じて生活することができるよう、一人も取りこぼさないまちを目指せるといい。
<b>夢や将来を自由に選べるまち</b>
子どもが夢や希望を持つことは、子どもの幸せや自信・自己肯定感アップにつながる、なくてはならないもの。そのため、成功体験や成長につなげられるよう、子どもや大人が学び、経験できる場所を作り、広めていくことが大切。また、頑張る子どもが安心して挑戦できるよう、夢や目標に肯定的な考え方を広めることも大切。
<b>意見を述べ、反映されるまち</b>
自分の意見に共感してもらうことで、安心して意見を述べることができる。さらに、子どもの意見を反映するように努めることで、もっと意見を言いやすい雰囲気を作る。子どもがまちづくりについて提案し、いつでも子どもの意見を聞くことができるような環境づくりが重要。
<b>環境にやさしいまち</b>
子どもが主体となった取組や企業と連携した取組で環境にやさしいまちづくりを進めていくことも大切。さらに企業等が行うアップサイクルなどの活動を広報していくことで、サーキュラーエコノミー（循環経済）を目指していけるといい。

### ② 子ども議会

未来を担う子どもたちが、主体的に札幌のまちづくりについて話し合い、発表する活動を通して、市政への子どもの参加及び意見表明の機会とする取組。

#### ア 概要

「子どもにやさしいまち」を題材に子ども議員自ら設定した5つのテーマについて、関連する部局の市職員から市の現状などを学んだ上で、話し合いを重ね、市や市民ができることなどについて意見をまとめ、市長に直接報告した。

子ども議会全体の進行は、専門のファシリテーターが、テーマごとに分かれたグループの話し合いのサポートは、事前に研修を受けた高校生・大学生のユースファシリテーターが行った。

また、市長報告会の様子は札幌市広報部 YouTube 公式チャンネル SapporoPRD で広く公開した。



▲話し合いの様子



▲市長報告会の様子

イ 参加者（公募）

- ・ 子ども議員(小学4年生～中学3年生):27人
- ・ ユースファシリテーター(高校生・大学生等):12人

ウ 開催回数

6回(市長報告会含む)

エ 意見概要

テーマ	私たちが考える「子どもにやさしいまち」
	概要
体験事業	<p><u>平等で気軽に誰でも札幌らしい体験ができるまち</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ もっとたくさんの子どもたちにイベントを知ってもらうために、札幌市の子ども向けのイベントを検索できるサイトをつくろう</li> </ul>
小学校教育	<p><u>子どもの意見を尊重し、子どもが自立できるまち</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定された学習方法で嫌々学ぶのではなく、子ども自ら考えられる環境にしてほしいため、小学校の授業でタブレットを利用するとき、子どもが主体的に判断できるようにしよう</li> </ul>
防災防犯	<p><u>SNSのデマ情報が少なく、安心安全なまち</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災アプリ『そなえ』には多くの機能があり、多くの人に知ってほしいため、広報さっぽろを利用して、『そなえ』の認知度を上げよう</li> <li>・ そして、『そなえ』のようなアプリで、デマ情報にも自分で気づけるようにしよう</li> </ul>
環境	<p><u>クマにとっても人にとっても安心安全なまち</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駆除の対象となるヒグマをできるだけ減らすため、市街地と森林の中間エリアをもっと整備したり、唐辛子などのヒグマが苦手な匂いがする杭を使い、ヒグマを市街地から遠ざけよう</li> <li>・ ヒグマ対策と併せて、木材の活用を進めることで、地球温暖化等の対策もしよう</li> </ul>
ジュニア相談	<p><u>相談が身近にできるまち</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談の仕方がわからない、予約方法がわからない、そういった子どもたちのために、相談場所を明確にしよう</li> <li>・ 子どもたちの思いを知ってもらうために、学校でアンケートをとろう</li> <li>・ もっと相談相手を身近に感じられる環境にするため、札幌市の相談窓口が学校で出前授業を実施したり、カウンセラーが学校のイベント等に参加して子どもたちともっと仲を深めよう</li> </ul>

③ 市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキ

子どもが市政について、気軽に提案や意見を言うことができるよう、返信用ハガキを添付した資料を作成し、学校や公共施設に配布した。資料には二次元バーコードも添付し、ウェブ回答も可能としている。

令和6年度は、「子どもにやさしいまち」をテーマに260通の提案や意見が寄せられ、意見の概要やそれに対する札幌市の見解を、子どもの権利の広報紙に掲載している。

テーマ:子どもにやさしいまち	主な意見
①子どもにやさしいまちってどんなまち？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの意見を聞いてくれる大人の存在や子どもの権利を尊重してくれるような環境があるまち</li> <li>・ 明るく元気にあいさつをして、いろいろな人と交流できるまち</li> <li>・ 将来の夢に向かって自分のやりたいことや目標を達成できるように支援してくれるまち</li> <li>・ 子どもにやさしいまちは、子ども自身がその地域に住んでいることに誇りを持つまち</li> <li>・ 公共の場が安全に整備されていて、事故などが起きない一人一人が安心して暮らせるまち</li> <li>・ 互いの良いところを見つけられるように努力し、認め合えるまち</li> <li>・ 誰もが何かあったら誰かを頼ることが簡単にできるまち</li> </ul>

<p>②子どもにやさしいまちにしていこうために必要なこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ みんなが思いやりを持って行動をすることで笑顔になる人が多くなると思う。</li> <li>・ 一人一人が個性を否定することなく、その人のいいところを認めることや、そのための環境づくりが大切だと思う。</li> <li>・ 子どもの意見を聞くだけでなく、その意見についてしっかりと理解してあげる心が必要だと思う。</li> <li>・ 子どもの声を聞く場を学校内で設けたり、気軽に相談できたりする環境づくりが必要だと思う。</li> <li>・ 子育て世帯へのサポートを充実させる。</li> <li>・ 地域のイベントやボランティア活動を通じて子どもたちに社会の一員としての意識を育むことができるので、地域ぐるみで子どもたちを育てる環境を作ることが長期的な視野でのまちづくりに貢献すると思う。</li> <li>・ 子ども食堂など家や学校以外のコミュニティは必要だと感じているので、もっと広げていくことが大切だと考える。</li> <li>・ 子どもの権利を尊重する意識を社会全体で高めることが必要であり、大人だけでなく子ども自身も権利を知り、認識を持つことが大事。</li> <li>・ みんながお互いを認め合えるまちにするには、市が子どもを守る姿勢を見せることが一番だと思う。</li> </ul>
----------------------------------	--

#### ④ 市政やまちづくりへの子どもの参加と意見表明の機会の促進

「こども基本法」においては、子ども施策の策定に当たって、子どもの意見反映に必要な措置を講ずることが地方公共団体に義務づけられている。本市においても、より一層の充実化を図るため、子どもを対象としたパブリックコメント(キッズコメント)やアンケート、ワークショップを実施するなど、まちづくりへの子どもの参加や市政に子どもの意見を反映する取組を推進している。

##### 《主な取組》

項目	内容
<p>次世代の活動の担い手育成事業 (中学生事業)</p>	<p>まちづくりを体験できるボードゲームである「コミュニティコーピング」を通じて、地域における人と人とのつながりや地域の住民が互いに助け合うことの大切さを学び、自分の住む地域やまちづくりについて考え行動するきっかけをつくることを目的に実施。</p> <p>令和6年度は、3校の中学校において、まちづくりや地域活動を擬似的に体験した。</p>
<p>子ども記者広報参加事業</p>	<p>広報誌制作に携わった子どもたちや、子どもの視点で企画・制作された誌面を見た北区の子どもたちが、広報業務だけでなく市政及び区のまちづくりを深く学び、興味・関心を持つきっかけをつくることを目的に実施。</p> <p>区内の小学校に通学している児童から公募した広報記者が、広聴係職員をサポートを受けながら、広報誌の企画立案から取材、編集作業までを行い、広報さっぽろを制作した。</p>

## (2) 学校や施設、地域における子どもの参加の促進

### ① さっぽろっ子自治的な活動

各学校において、全ての札幌市立小・中学校の子どもが関わって策定された全市共通の合言葉となる「さっぽろっ子宣言『プラスのまほう』」に込められた思いや願いの実現に向けて、子どもが主体的に活動する「さっぽろっ子自治的な活動」を推進した。



#### 【取組例1:さっぽろっ子サミット】

全市の中学校から代表生徒が集まり、学校づくりについて自分たちができることを考え、意見交換する「さっぽろっ子サミット」を開催し、子どもが自分の意見を表明できる機会を創出した。



#### 【取組例2】

校区内の清掃活動や花植えボランティア活動など町内会等とも連携を図りながら、子どもが地域づくりについて考え、参加することを大切に活動が見られた。



### ② 子ども運営委員会

児童会館やミニ児童会館全館において、子どもたちの自主性や積極性を育むために「子ども運営委員会」を設置し、施設運営のルール作りや様々な行事の企画・運営に子どもたちの意見を反映させたほか、地域住民を交えた世代間交流や高齢者施設を訪問し歌やダンスを披露するなどの様々な体験活動を企画し実施している。

### ③ 少年団体の支援

地域の子どもの活動等の中心としてふさわしい資質を持ったジュニアリーダーの育成をすることで、地域の活動の円滑化・活性化を図り、もって地域の子どもの健やかな成長を推進する「ジュニアリーダー養成研修」を実施しているほか、少年団体の育成、活動の推進、加入の促進等の支援を行っている。

### (3) 多様な体験機会の場の充実

#### ① 子どもの体験活動の場の支援

旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパークや昔遊びなど、多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Coミドリ(こみどり)」の運営を支援している。Coミドリでは、プレーパークを実施するほか、子どもたちにとって魅力的な様々な体験プログラムを提供している。

##### 【実績】

子どもの体験活動事業(プレーパーク及び体験プログラム)

- ・ 実施回数 229回(プレーパーク165回、体験プログラム64回)
- ・ 利用人数 31,079人(子ども18,914人、大人12,165人)

#### ② プレーパーク事業の推進

子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的として、地域住民等が、公園等において規制を極力減らして開催・運営する「プレーパーク」を推進している。

##### 《実績》

普及啓発事業	札幌市プレーリーダー研修会の実施、14人参加 出前講座等:35回、20,452人参加
活動支援事業	プレーパーク実施団体に対する活動の支援 ・実施回数 141回 ・参加者数 8,239人

#### ③ こどものまち「ミニさっぽろ」

働くことの楽しさや大変さを体験し、社会の仕組みを学ぶとともに、市民自治についての意識を高めることを目的とする、社会体験イベント「ミニさっぽろ 2024」を、実行委員会形式で開催した。

令和6年度は令和6年10月4日(土)、10月5日(日)に、市内及び近郊の小学3、4年生を対象に開催され、参加者のサポートを行う「子どもボランティア」として小学5・6年生も参加した。



##### 【実績】

- ・ 参加者数:3,082人(2日間合計)
- ・ 出展、協賛企業数:68社

#### ④ 子どもの職業体験事業(さっぽろキッズインターンシップ)

子どもたちが社会や職業への関心を高め、将来を考える大切さに気付く機会を増やし、子どもの「豊かに育つ権利」や「自分らしく生きる権利」の保障を体現することを目的とした企業訪問型の職業体験事業を実施した。

初年度である令和6年度は、小学校の冬休み期間中に、市内の小学校5・6年生を対象として28種類の職業体験プログラムを実施した。

##### 【実績】

- ・ 参加者数:243人

#### ⑤ 少年少女国際交流事業

市内在住の中高生を対象とし、国際感覚を身につけた少年少女の育成を図るため、姉妹都市(ノボシビルスク市・大田広域市)やシンガポールとの相互派遣・受入を実施している。

令和6年度は、シンガポール共和国の中学生11名の受入を行った。令和7年度は、市内の中学2

年生 14 名をシンガポール共和国へ派遣する予定。

#### (4) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査

##### ① 庁内

各局区が実施している事業の中で、「子どもの参加」や「子どもに分かりやすい情報発信」の取組状況について調査し、庁内において情報共有することにより、子どもの参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

《子どもの参加 事例数》

年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
市政への参加※1	29	34	31	38	44
行事等への参加※2	278	344	414	556	581
合計	307	378	445	594	625

※1 子ども向けのパブリックコメント、アンケート(単なる行事参加者アンケートは除く)、ワークショップの実施など、市政に対し意見を反映する機会となっているもの。

※2 行事の企画運営や当日の手伝い、発表者・来場者として参加しているものなど。

《子どもに分かりやすい情報発信 事例数》

年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ホームページ	176	213	269	333	349
パンフレット等	173	217	267	336	355
その他	76	109	145	153	160
合計	425	539	681	822	864

##### ② 地域

地域団体等が実施している、子どもの参加の実践例などの取組状況について調査し、情報を共有することにより、地域における子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。令和6年度は子どもの権利広報紙に子どもの参加の取組の方法について掲載し、地域での子どもの参加の取組を促進した。

《事例数》

年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
企画運営※1	6	8	11	19	32
行事への参加等※2	73	93	144	251	330
大人の取組※3	63	66	92	100	107
合計	142	167	247	370	469

※1 行事の計画段階から子どもが関わっているもの。

※2 行事当日の手伝い、発表者・来場者として参加しているものなど。

※3 子どもの見守り活動など、子ども自身は関わらないが、子どもの育ちのための大人の取組活動など。

## 基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり

### (1) 子どもの安心と学びのための環境づくり

#### ① 学校における教育相談体制の充実

##### ■相談支援パートナー事業

不登校や不登校の心配のある子どもや家庭を支援する「相談支援パートナー事業」を実施した。「相談支援パートナー」を全ての小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校に配置し、子どもたちが安心して学校で過ごすことができるよう、校内教育支援センターでの学習や体験活動、玄関での出迎えや電話による働きかけなど、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行った。

《実績》

年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
支援を行った児童生徒数	1,073	1,360	2,101	2,287	2,731

##### ■教育支援センター

市内6か所の教育支援センターでは、不登校児童生徒の社会的自立へ向けた不登校状況の改善を図るため、仲間と関わりながら学習や体験的な活動に取り組む支援プログラムを実施した。また、東区、清田区、厚別区、手稲区において、教育支援センターサテライトを開所し、加えて、オンラインでの支援を試行実施した。

《実績(6施設合計)》

年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
登録児童生徒数	216	218	276	334	401

##### ■スクールカウンセラー (SC)

全ての市立学校に心の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、不安や悩みを抱える児童生徒やその保護者への教育相談体制の充実を図った。スクールカウンセラーは、児童生徒や保護者向けの文書を発行したり、命の大切さをテーマにした授業の講師を務めたりするなど、各学校における心の健康に関する啓発に取り組んだ。また、小学校における相談体制を充実させるため、令和6年度から小学校の配置時数を69時間から140時間に拡充した。

《SCの配置時数(時間/校)》

校種別	小学校	中学校	義務教育学校	中等教育学校	高等学校	特別支援学校※
年間時数	140	280	420	560	280	840

※5校合計

#### ② いじめを防止し、子どもを守るための取組の充実

##### ■札幌市いじめの防止等のための基本的な方針

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の趣旨等を踏まえ、平成28年6月に策定した「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」を、「学校・家庭・地域総ぐるみで、いじめは「しない・させない・許さない」を徹底」をいじめ防止のビジョンに掲げ、札幌市全体で重層的・包括的な支援を行うべく連携を図り、いじめ防止に取り組んでいくとし、いじめの見逃しなどを防ぐ組織的な対応やICTを活用した児童生徒のSOSの早期発見・早期対応などの新たな取組を加え、令和6年4月に改正した。

方針の改定を踏まえ、令和6年度は、いじめの早期発見・対処に向けて、全ての市立学校に心の健康観察アプリを導入したり、学校いじめ対策組織の会議については、定例の会議を月に1回開催

することとしたりするなど、いじめの防止等の取組を強化した。

#### ■悩みやいじめに関するアンケート調査

教育委員会においては、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、「悩みやいじめに関するアンケート調査」を実施し、「いじめられたことがある」と回答した全ての子どもから状況を聞き取り、適切に対処した。各学校においては、必要に応じていじめ防止基本方針を見直すとともに、いじめの取組年間計画に基づいた組織的ないじめ防止策を推進した。

また、教育委員会のアンケート調査のほか、学校独自のアンケート調査を定期的に行い、その回答を基に子どもとのきめ細かな教育相談を実施することで、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組の充実を図った。

《いじめに関する意識調査結果(市立小学校、中学校、高等学校の合計)》

年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
いじめられたことがある	9.9% (13,498人)	10.5% (14,317人)	10.8% (14,538人)	11.8% (15,576人)	15.2% (19,137人)
ない	89.6% (122,402人)	89.0% (121,445人)	88.4% (118,689人)	87.3% (115,433人)	84.8% (106,724人)

※ 「いじめられたことがある」と回答した全ての子どもから担任等が聞き取りを行い、保護者とも連携しながら相談・指導等を行うとともに、解消に向けて教育委員会が継続的に状況を確認している。

### ③ 多様な学びを支える環境の充実

#### ■フリースクール

不登校児童生徒の受け皿として、学習支援や体験活動など、子どもの学びの環境の充実を図っているフリースクール等民間施設に対し、事業補助による支援を実施した。

《実績》

補助団体数	12 団体
補助額合計	23,308 千円
内容	配置職員の充実に係る費用、教材教具の整備、体験学習など活動の充実に係る経費の一部

#### ■若者への支援(若者支援施設)

若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5か所の若者支援施設を拠点として、高校生等を含む若者の居場所を提供し、若者の社会的自立に向けた支援や交流・社会参加のきっかけづくりを行っている。

平成30年度からは、高校中退者等の高卒認定試験に向けた学習支援を行うなど、若者の進学や就労の支援も実施している。

## (2) 子どもが安心して暮らせる地域づくり

### ① 児童会館における地域の子どもの居場所づくり

#### ■児童会館

児童の放課後の生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通じた地域における児童の交流を深めることを目的としており、現在は111館整備している(令和6年度末時点)。小学校の改築等に併せて既存の児童会館やミニ児童会館を小学校と複合化した児童会館とする再整備を進めており、令和6年度は、「元町北ポプラ児童会館」(元町北小学校)ほか2館を整備した。

#### ■ミニ児童会館

校区内に児童会館がない小学校の児童の放課後の居場所を確保するため、当該小学校の余裕教室等を活用したミニ児童会館を設置しており、現在は88館整備している(令和6年度末時点)。

#### ■中・高校生の居場所づくり

中・高校生の主体的な活動を促進・支援するための場所として、また家庭や学校以外にも自分自身が受け止められていると実感できる場所として、児童会館がその役割を果たせるよう、夜間利用「ふりーたいむ」の実施など、中・高校生の利用促進につながる体制及び環境づくりを行っている。

### ② 「子ども食堂」など地域の子どもの居場所づくりの推進

#### ■子どもの居場所への関わり

「子どものくらし支援コーディネート事業」において、子どもコーディネーターが地域を巡回する中で、子ども食堂など子どもの居場所にも出向き、気になる子どもがいた際のつなぎ等を依頼している。(子ども食堂訪問団体数:53件 ※令和7年3月末現在)また、子ども食堂を中心に構成される「こども食堂北海道ネットワーク」とも情報交換を行い、関係団体との連携を図っている。

#### ■子どもの居場所づくり支援事業

子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体や子どもの見守りを行う団体に対し、活動に係る経費の一部を補助する事業を実施している。

##### ≪子どもの居場所づくり活動支援補助金≫

内容	子どもの居場所づくりをする活動で、新たに開始する場合、又は内容の拡充や機能の強化を図って取り組む事業に対する補助
対象経費	会場使用料、保険料、普及啓発費、物品・教材購入費などの経費
補助金額	10万円以内/年、補助率:対象経費の2/3以内
令和6年度実績	24団体に計1,993千円を交付

※食事提供以外の地域活動の広がりを受け、令和6年度から補助対象事業の範囲を拡大。「食事の提供」を伴わない学習支援・体験活動を実施する居場所づくり活動も支援の対象とし、【子どもの居場所づくり活動支援補助金】へ改称(旧:子ども食堂活動支援補助金)。

##### ≪子どもの見守り強化事業補助金≫

内容	子どもたちに食事の提供、学習支援又は生活支援指導等の支援活動を実施する子ども食堂などの団体が行う居場所での活動や訪問による子どもの状況把握や見守りの活動に対する補助
対象経費	人件費、食材購入費、運搬費、物品・教材購入費、会場使用料、普及啓発費、保険料などの経費
補助金額	40万円以内/年、補助率:10/10
令和6年度実績	4団体に計1,334千円を交付

### ③ 青少年健全育成の取組

地域において青少年の健全育成を推進するため、連合町内会単位に各地区育成委員会を組織(90地区)し、社会参加や多様な体験機会等の提供、安心・安全の環境づくり事業など、町内会、学校など関係団体と連携を図りながら、地域の特性を生かしたさまざまな活動を行っている。

子どもの問題行動に早期に対応するため、子ども未来局及び各区役所に少年育成指導員を配置し、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や悩みごと等の相談アドバイスを行うほか、地域の諸団体へ青少年の健全育成・非行化防止に向けた取組の支援を行っている。

また、令和6年11月16日(土)かでの2・7で、青少年育成活動に関わる団体や個人が集い、次代を担う青少年の健全育成における課題について、講演を通して考える機会とする札幌青少年育成大会を開催した。

《令和6年度 青少年育成大会 講演会》

内 容	講師：佐藤 佳弘 (株式会社情報文化総合研究所代表取締役、武蔵野大学名誉教授)
	《インターネットと人権侵害～被害者にも加害者にもならない努力～》 青少年のインターネット利用の危険性と、被害者・加害者にならないための方法について講演した。

### ④ 病気等のある子どもの居場所づくりに向けた取組

#### ■こどもホスピスづくり活動支援

生命に関わる病気や障がいのある子どもとその家族が、安心して遊んだり学んだりできる居場所「こどもホスピス」を広く市民に知ってもらうため、北海道と連携しながら普及啓発に取り組んでいる。

令和6年度は、「こどもホスピスパネル展」を開催したほか、令和7年1月26日(日)には、病気や障がいの支援に取り組む団体の活動に対する支援の輪を広げるため、病気や障がいのある子どもと家族を支援する団体の活動PRイベント「子どもの笑顔が輝くまちへ～病気や障がいのある子どもたちの支援の輪を広げよう～」を、札幌駅前通地下歩行空間(チ・カ・ホ)北3条西交差点広場で開催。市内で支援に取り組むNPO法人3団体が参加し、各団体の活動を紹介するパネル展示や、活動資金につなげるためのオリジナルグッズ等の販売を行い、それぞれの活動のPRを行った。

また、北海道が主催した「生命を脅かす疾患や重い障がいと共存するこどもに対する支援活動についてのシンポジウム」に共催として参加。子どもの緩和ケアについて基調講演に加え、道内で活動する5団体が取組報告を行った。



### (3) 困難を抱える子どもへの気づき・相談支援

#### ① 子どもの貧困対策の取組

主に経済的な問題に起因する、様々な困難を抱える子どもと家庭を支援するため、「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」(計画期間:令和5年度～令和9年度)に基づき、子どもの貧困対策を総合的・計画的に推進した。

また、国の「こども大綱」の内容を踏まえ、「第5次さっぽろ子ども未来プラン(計画期間;令和7年度～令和11年度)」に上記の貧困対策計画を統合し、貧困の解消を図るという共通の方針の下で、子ども・子育て施策全般を総合的かつ一体的に推進することとしている。

#### ■子どものくらし支援コーディネーター事業

子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が地域を巡回して、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげている。

また、令和6年度から巡回先を認可外保育施設にも拡大して実施し、年度末時点で市内の全認可外保育施設となる44施設に訪問した。認可外保育施設は、これまで行政とのつながりが必ずしも密ではなかったこともあり、巡回訪問による関係性の構築・取組の周知に努めた結果、施設からは、次のような相談等が寄せられ、助言・連携等を図ることができた。

#### ○相談事例

- ・発達課題がありそうな子がいるが、保護者に対してどこに相談するよう案内したらよいか。実際に発達特性がある場合、進学・就職はどのようになるか。
- ・入浴しておらず養育環境が心配な子がいるが、家族全員が入浴していない。母のメンタル不調もある。ネグレクト疑いで区保健師・児相に連絡済みであるが、これからどのような対応となるのか。また、他にできることはあるか。

#### 《実施状況》

年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談受理件数	288件	293件	188件	253件	308件
支援継続件数 (年度末時点)	605件	687件	584件	376件	271件

#### ② 児童生徒を取り巻く問題解決への支援(スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業)

児童生徒の悩みや困りの背景には、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒がおかれている環境に問題が複雑に絡み合い、学校だけでは解決が困難なケースも多い。このため、教育の分野に関する知識に加えて、社会福祉等の高度な専門的知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、児童生徒がおかれた様々な環境に働きかけたほか、関係機関等とのネットワークを活用して問題の解決に向けた活動を進めた。

#### 《SSWの対応件数》

年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対応件数	2,591	1,851	2,152	2,304	3,712

## 基本施策4 子どもの権利侵害からの救済

### (1) 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況

権利条例第33条に基づき設置された子どもの権利侵害からの救済機関であり、「子どもの最善の利益」を判断の基準に、子どもが自らの力で次のステップを踏むことができるよう支援することを基本姿勢として、相談への対応、申立てに基づく救済活動等を行っている。

#### ① 子どもアシストセンターの概要

##### ■目的

権利条例第33条に基づき、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図ること。

##### ■特徴

- 権利侵害に限らず幅広く相談を受ける。
- 相談の延長としての調整活動、救済の申立て、自己発意に基づく調査・調整・勧告等を行うことができる。
- LINE(子ども専用)、電話(子どもは通話料無料)、Eメール、面談等により相談を受け付けている。
- 土曜日(10:00～16:00)も相談窓口を開設。



#### ② 相談活動の実績

令和6年度の相談件数は、実件数 1,085 件、延べ件数 3,234 件であり、前年度比では、実件数で 5.1%減、延べ件数で 0.1%減であった。なお、この件数には、相談者に他機関を紹介したものや相談者の同意を得て学校や関係機関などに働きかけるなど調整活動を行った件数も含まれている。

《相談件数[P.4再掲]》

年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実件数	882 (12.1%減)	948 (7.5%増)	1,136 (19.8%増)	1,144 (0.7%増)	1,085 (5.1%減)
延べ件数	3,230 (5.5%増)	2,886 (10.7%減)	2,705 (6.3%減)	3,238 (19.7%増)	3,234 (0.1%減)

( )は前年度比

##### ■相談状況の内訳

相談延べ件数(3,234 件)について相談者の内訳をみると、子ども本人からの相談が 2,431 件(75.2%)で最も多く、次いで母親からの相談が 532 件(16.5%)となっており、両者を合わせて相談延べ件数の9割以上を占めている。

相談方法別にみると、LINE が 1,927 件(59.6%)で最も多く、電話が 1,013 件(31.3%)、Eメールが 224 件(6.9%)、面談が 70 件(2.2%)となっている。

特に子どもからの相談では、LINE が 1,922 件(79.1%)と、前年度の 1,688 件(73.0%)から更に増えている。

《相談方法・子どもとの関係別延べ相談者数》

関係 相談方法	子ども 本人	父親	母親	親族	学校	その他	合計
電話	370	58	461	24	24	76	1,013
	11.4%	1.8%	14.3%	0.7%	0.7%	2.4%	31.3%
面談	50	7	8	1	1	3	70
	1.5%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	2.2%
Eメール	89	10	59	4	26	36	224
	2.8%	0.3%	1.8%	0.1%	0.8%	1.1%	6.9%
LINE	1,922	1	4	0	0	0	1,927
	59.4%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	59.6%
その他	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	2,431	76	532	29	51	115	3,234
	75.2%	2.4%	16.5%	0.9%	1.6%	3.6%	100.0%

③ 調整活動の実績

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間にも公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整が必要になることもある。このため、救済の申立てに至る前の「相談」段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、「調整活動」と位置付けている。

令和6年度の調整活動は、28件の案件について実施した(5年度は24件)。

このうち学校と子ども(保護者)の間に立って問題の解決を図った学校を調整先とする案件は11件あった。

《相談項目・調整先別「調整活動」件数》

調整先 相談項目	小学校	中学校	高校	市教育 委員会	市児童 <sup>※1</sup> 相談所	その他 <sup>※2</sup>	計
家庭生活 (放課後生活、虐待など)	2	4	0	0	12	11	29
学校(幼稚園)生活 (いじめ、子どもと教師の関係、不登校など)	1	4	0	1	2	0	8
合計	11			26			28 <sup>※3</sup>

※1 各区家庭児童相談室を含む。

※2 他相談支援機関(5件)、医療機関(4件)、警察署(1件)、放課後デイサービス(1件)

※3 複数の調整先を持つ案件があるため、調整先別の調整活動件数の合計(37件)と調整案件数(28件)は一致しない。

④ 救済の申立てによる調査

救済の申立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済とし、解決のために必要なときは調査や調整を行う。調査や調整は、相手を諫めたり白黒をつけたりするためではなく、何が子どもにとって最善であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的とする。

令和6年度は、以下のとおり2件の申立てを受理した。

	権利侵害の申立て内容	対処結果等	調査等の回数
案件1	特別支援学級の学級編成に関する事	調査開始後、権利条例第38条第7号(調査することが明らかに適当でない認められるとき)に該当することがわかったため、調査打ち切り。	1回
案件2	離別した子との面会交流に関する事	権利条例第38条第7号(調査することが明らかに適当ではない認められるとき)に該当するため、調査実施せず。	-

### ⑤ 子どものための相談窓口連絡会議

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、行政機関だけでなく民間団体等も含めた幅広い連携が必要となるため、様々な相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議」を開催している。

令和6年度は、インターネット・SNSトラブルに関する講義・意見交換や事例検討を通じた機関相互の情報交換を行った。

- ・ 開催回数:2回
- ・ 参加数:22機関

## (2) 児童虐待への対応

### ① 児童虐待への対応状況

24時間365日対応している「子ども安心ホットライン」を児童相談所に開設しており、虐待通告を受け付けるとともに、子育ての悩み相談にも対応している。

各区の家庭児童相談室には、家庭児童相談担当係長、事務職員、家庭児童相談員が配置されているが、令和2年度以降、大規模区等に事務職員を1~2名増員しているほか、令和4年度には家庭児童相談員を全区で1名増員する等体制を強化している。

児童虐待取扱件数(児童数)としては、令和6年度で2,468件となっており、その内訳として身体的虐待:26.1%、性的虐待:1.6%、ネグレクト:20.1%で、特に心理的虐待の割合が全体の52.2%と多くを占めている。

《児童虐待取扱件数(児童数)》※速報値

※5年度以降は、当該年度中の取扱開始及び支援内容の変更分のみ計上。令和5年度については前年比との比較ができないため、増減は非表示。

年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
児童相談所	2,562 (6.7%増)	2,402 (6.7%減)	2,286 (4.8%減)	2,627 (-)	2,468 (6.1%減)
区役所	295 (6.9%増)	297 (0.7%増)	415 (39.7%増)	461 (-)	461 (増減なし)

( )は前年度比

≪児童虐待通告受付件数(児童数)≫※速報値

年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
児童相談所	3,150 (25.5%増)	2,668 (15.3%減)	2,280 (14.5%減)	2,702 (-)	2,587 (4.3%減)
区役所	419 (34.3%増)	425 (1.4%増)	440 (3.5%増)	378 (-)	467 (23.5%増)

( )は前年度比

② 児童相談体制の強化に向けた取組

専門的相談支援体制を強化するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員や、警察との連携強化のため相互に職員の派遣を行うなど、「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」に掲げる取組を計画的に実施している。令和3年7月1日より特定任期付職員として常勤弁護士(法務専門官)を配置しているが、親権者等の同意を得られない一時保護開始に係る司法審査が令和7年度から導入されるなど、法的専門性の強化が引き続き必要となっている。

また、同プランに基づく東部児童相談所((仮称)第二児童相談所)については、令和7年9月下旬に施設の供用開始を予定しており、先行して令和7年4月から現児童相談所内に1施設2所体制として組織体制を整え、準備を進めているところ。さらに、令和7年度からは、北区及び東区を担当する北部担当部長を新設し、エリアマネジメントの更なる強化を図ることとしている。

(3) 権利侵害を起こさない環境づくり

① ヤングケアラー支援に向けた取組

■専門相談窓口の設置

令和5年4月より、ヤングケアラー本人のほか、その家族や関係する職員、地域関係者等から広くヤングケアラーに関する相談に応じるための専門相談窓口を設置。

≪概要≫

相談方法	対面のほか、電話、メール、SNS等で実施
対応時間	年末年始、祝日等を除く、月曜日から土曜日の10時から18時まで (SNSによる相談は19時まで)
相談件数 (令和6年度)	1,396件

■ヤングケアラー交流サロン

令和4年10月より、家庭のような雰囲気の中で安心して過ごせるよう、定期開催型として市内中心部の古民家を、出張開催型として市内5か所の若者支援施設等を会場に、主に高校生世代を対象に、当事者同士が気軽に悩みを打ち明けられ交流できる居場所機能と、必要に応じて連携支援を行う相談支援機能を兼ね備えた、ヤングケアラー交流サロンを開設。

交流会では、オンライン参加や、フリータイムを設け、参加者が自由に過ごすことができるようにするなど、より気軽に悩みを打ち明けられる場となるようなプログラムを取り入れている。

《実績》

日時	毎月第二土曜日14:00～15:30(終了後、放課後トーク～16:30まで)を定期開催日とし、随時、出張開催を実施
対象	市内在住または在学する、15歳～18歳の高校生世代
参加方法	来場またはオンライン

《参加人数(令和6年度)》

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
人数	4	6	3	29	92	4	
開催月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	44	105	33	15	11	7	353

■ヤングケアラー支援ガイドライン

令和3年5月、国の関係機関による「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」から報告を受け、令和3年6月にヤングケアラーの支援策について組織横断的な検討を行うための作業ワーキンググループを子どもの権利総合推進本部に設置。支援体制等についての協議を進め、関係機関・団体等の共通認識を図ることで、ヤングケアラーを早期発見し、関係機関が連携し必要な支援につなげていくことを目的として、令和5年1月にヤングケアラー支援ガイドラインを策定した。

ガイドラインは地域関係者や学校等に配布したほか、庁内を始めとする関係機関などにも広く周知を行った。

■ヤングケアラー支援研修

ヤングケアラー支援に関心のある方を対象とした「基礎編研修」と、支援者向けの「実践編研修」を開催。

	基礎編	実践編
実施日時	11月1日	12月10日、11日(全3回)
形式	集合形式+動画配信	集合形式
受講者数	(集合):178名	全3回計:130名
内容	①ヤングケアラー支援の基礎講義 ②元ヤングケアラーによる講話	①講義(ヤングケアラー支援の流れ、留意点、解決志向アプローチ等) ②演習(解決志向を取り入れたヤングケアラー支援グループワーク)

■ヤングケアラー世帯訪問支援事業

ヤングケアラーがいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・育児等の支援を実施するとともに、不安や悩みを傾聴することにより、家庭環境を整え、ヤングケアラーの負担を解消・軽減することを目的に令和6年度より実施した。令和6年度は4世帯の利用があり、本事業の導入により障がい福祉サービスの利用につながる世帯もあった。

支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家事支援(食事準備、洗濯、掃除、買い物代行など)</li> <li>・育児・養育支援(育児のサポート、保育所等の送迎など)</li> <li>・その他ヤングケアラーの負担軽減につながる援助(世帯員の通院の付き添いなど)</li> </ul>
------	--

## ② 児童虐待防止の取組

地域における虐待の予防や早期発見に向け、オレンジリボン地域協力員の養成研修を実施しているほか、「児童虐待防止推進キャンペーン」(11月)を中心に、「札幌市オレンジリボン講演会」をはじめとした各種啓発活動を行っている。

また、保育所や学校、事業所の教職員など日常的に子どもと関わる方向けに、日常的に見てもらい支援の際に役立てられるよう、児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版を配布するとともに、相談先を周知するため小学校1年、4年、中学校1年に在籍する児童・生徒にミニカード付相談機関案内チラシを配布した。

### 《令和6年度 オレンジリボン講演会》

日 時	令和6年 11月 14日(木)18:30~20:00(対面、オンライン) ※令和6年 11月 20日~12月 20日アーカイブ配信
内 容	講義:地域で子どもや家庭を支える ~必要な支援を届けるために~ 講師:松田 考 氏 (公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会こども若者支援担当部長) 地域のなかに、困っているときに支えてくれる人がいたり、居場所があることで、本当に支援を必要としている子どもたちと繋がり、支えることができる。子どもたちを見守る居場所「いとこんち」の活動を通して、地域でこどもや家庭を支えることの役割について講義した。

### 《令和6年度 医師による子ども虐待対応のための研修会》

日 時	令和7年1月 21日(火)18:30~20:00(会場)
対 象	医師、看護師、ソーシャルワーカーなどの医療関係の方をはじめ、児童福祉関係分野に従事している方
内 容	講義:医療機関における児童虐待の対応について ~小児科医の視点から~ 講師:石倉 亜矢子 氏 (函館中央病院小児科科長兼こども子育て支援室室長) 小児科医として長年児童虐待防止に取り組み、「チャイルドファーストはこだて」の発起人である石倉医師に、医療機関における児童虐待の対応のほか、地域全体で虐待を防ぐ取組について講義した。

## ③ 社会的養護児童に向けた取組

児童養護施設や里親等に措置されている児童に対し、措置先で安心した生活を送るために必要な子どもの権利について理解を促すことを目的に、「子どもの権利ノート」を作成し、手渡している。なお、内容は措置先や子どもの年齢、理解の程度に応じたものになるよう工夫している。

また、令和6年度に、児童養護施設で生活している児童を対象に、意見表明支援員を派遣する事業を開始した。



▲施設用  
(幼児・低学年版)



▲里親・ファミリーホーム用  
(高学年版)

#### ④ 児童虐待防止対策推進本部

令和6年度に開催した本部会議においては、令和元年6月死亡事例に係る検証報告書等を踏まえた各局区の具体的な取組内容や職員育成ビジョン※に基づく各局の人材育成に係る取組内容について協議を行った。また、区保健福祉部の機能強化に係る取組についても協議を行った。

※職員育成ビジョン(児童虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン)…児童虐待防止に従事する全ての職員が持つべき理念や、具体的な支援場面においてとるべき行動を柱として規定

#### ⑤ 困難を抱える若年女性支援事業

「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書」の提言の1つである「思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性」と実態調査で明らかになった課題を踏まえ、令和3年8月から、様々な困難を抱える10代後半から20代の女性を主な対象に、支援を必要としている方とつながり、必要な支援を届けていくアウトリーチ型の支援事業「LiNK」を開始。

SNS を用いた呼びかけや相談、ネットパトロール、繁華街の夜回りなどのアウトリーチ支援や、居場所の確保、就労や医療機関の連携など自立に向けた支援のほか、行政機関、民間支援団体などによる関係機関連携会議を設置し、各関係機関との連携を図りながら支援を行っている。

令和6年度には、地下鉄駅構内のトイレに広報ステッカーを貼付するなどして周知の強化を図った結果、相談人数は令和5年度の144人から大幅に増加した。

#### ■アウトリーチ支援

《夜間見回り等の実施状況》

夜間見回り実施回数	12回
SNS見回り実施回数	48回

《相談及び面接の実施状況》

相談方法	電話	メール	SNS	面談	訪問	その他	計
相談人数	6	0	164	12	0	2	184
延べ人数				1	0		

#### ■居場所の提供に関する支援

《宿泊を伴う保護人数》

短期	長期 (2週間を超える場合)
5	2

#### ■自立に向けた支援

《自立支援計画を策定した人数／年齢別内訳》

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上	不明	計
人数	0	1	1	0	0	0	2

### Ⅲ 子どもの権利に関する施策の推進体制

#### 1 子どもの権利委員会の運営

権利条例に基づく附属機関として平成 21 年 11 月に設置。令和6年度は、第7期委員会(令和5年7月～令和7年6月)において権利条例に関する取組状況の検証及び令和7年度からの次期子どもの権利に関する推進計画の審議を行った。

##### ■実績

- ・ 委員数:14名(公募委員6名、うち3名が子ども委員)
- ・ 分野:学識経験者、学校関係者、PTA関係者、児童福祉関係者、地域関係者
- ・ 開催回数:3回

#### 2 第3次子どもの権利に関する推進計画

権利条例に基づき、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるための具体的な取組を定める計画を策定。計画の評価・検証は、子どもの権利委員会で実施している。

##### ■計画期間

令和2年度～令和6年度(5年間)

##### ■基本理念

子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

##### ■基本施策

1. 子どもの権利を大切にしている意識の向上
2. 子どもの参加・意見表明の促進
3. 子どもを受け止め、育む環境づくり
4. 子どもの権利侵害からの救済

《成果指標》

指標	対象	平成30年度 (当初値)	令和5年度	令和6年度	目標値 (6年度)
自分のことが好きだと思う子どもの割合※1	子ども	67.4%	62.4%	64.8%	80%
子どもの権利についての認知度※1	子ども	61.4%	65.2%	70.6%	75%
	大人	61.0%	54.4%	62.2%	75%
子どもの権利が大切にされていると思う人の割合※1	子ども	63.8%	63.8%	63.6%	70%
	大人	49.2%	37.6%	50.5%	65%
いじめなど不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合(目標値は令和5年度)※2	小学生	93.5%	94.2%	92.2%	96%
	中学生	88.1%	90.5%	90.9%	90%
	高校生	87.9%	94.2%	95.5%	90%

※1 平成30年度、令和5年度は「子どもに関する実態・意識調査」結果。令和6年度は「子どもに関するアンケート調査」結果。子ども未来局が実施。

※2 「札幌市教育振興基本計画」の成果指標。「悩みやいじめに関するアンケート調査」結果。教育委員会が実施。

≪活動指標≫

指標項目	令和3年度	4年度	5年度	6年度	目標値 (6年度)
出前講座など子どもの権利に関する啓発活動件数(累計)	49 件	103 件	154 件	211 件	300 件
地域団体等による子どもの参加の取組の実施数	93 件	144 件	251 件	330 件	280 件
子どもアシストセンター「LINE」相談件数	736 件	1,144 件	1,692 件	1,927 件	1,000 件
オレンジリボン地域協力員登録人数(累計)	18,006 人	19,441 人	20,684 人	21,608 人	21,301 人